

別紙4(マルチキャリアの規定)

第1条 (利用契約)

1. 当社は、利用規約第7条(利用契約の締結)により契約者が申し込みした利用契約が Master'sONE マルチキャリア契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、当社が別に規定する当社以外の電気通信事業者(以下「契約事業者」という。)から電気通信等役務の提供を受け、これを契約者に提供します。
2. マルチキャリアの提供に関して、本利用規約に定めのない事項については、契約事業者の契約約款を準用するものとします。

第2条 (契約者情報の通知)

1. 契約者は、マルチキャリアの提供又はマルチキャリアに係る料金の適用に当たり必要があるときは、当社が、対象事業者から、必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。
2. 契約者は、当社が、契約事業者から請求があったときに、契約者に関する情報をその契約事業者に通知することを承諾するものとします。

第3条 (技術的事項)

「Master'sONE サービス仕様書」、契約事業者の契約約款及び技術参考資料に準用するものとします。